

もっと知りたい！ 町からのお知らせ

More Higashiura News

ユースエール 認定企業の募集

平成27年10月1日に施行された「若者雇用促進法」により、厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」を募集しています。
認定されるメリットとして、労働局、ハローワーク

が開催する企業説明会への優先参加や厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」での企業PR、労働局で取り扱う助成金の加算、日本政策金融公庫による低利融資などがあります。

●対象

若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な企業

●問い合わせ

・愛知労働局職業安定課

☎ 052(219)5505

・ハローワーク半田

☎ 0569(21)0367

障がい者の 法定雇用率 引き上げ

平成30年4月1日から民間企業の障がい者の雇用法定率が2.2%に引き上げになり、障がい者を雇用しなければならぬ事業主の範囲が、従業員45・5人以上に広がります。障がい者の雇

入れには、ぜひハローワークをご利用ください。

●問い合わせ

ハローワーク半田

☎ 0569(21)0367

障害者 職業能力開発校 訓練生募集

●内容

ITスキル科、OAビジネス科、CAD設計科、デザイン科、総合実務科(知

障がい者対象)

●募集期間

10月16日(月)

～11月22日(水)

●選考方法

・ITスキル科、OAビジ

ネス科、CAD設計科、

デザイン科

筆記(一般教養)と面接

・総合実務科

適性試験、運動機能試験、

面接(本人・保護者)

●選考場所

愛知障害者

職業能力開発校(豊川市)

●入校選考日

・ITスキル科、OAビジ

ネス科、CAD設計科、

デザイン科

12月8日(金)

・総合実務科

12月3日(日)

●合格発表日

12月25日(月)

●入校日

平成30年4月6日(金)

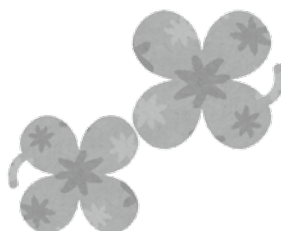
●その他

定員に満たない科については、平成30年1月4日(木)から第2回募集を実施します。

●問い合わせ

愛知障害者職業能力開発校

☎ 0533(93)2102



2017年 成年後見 フォーラムの ご案内

くみんなで成年後見制度に
ふれる・学ぶ・考え合う
成年後見制度とは、認知
症の高齢者、知的障がいや
精神障がいなどで判断能力が不

十分な方々の権利や財産を
守る制度です。この制度の
ことを広く知っていただく
ために、身近にある実際の
出来事を、寸劇を交えたク
イズ形式でわかりやすく説
明します。

●とき

11月19日(日)

午後1時30分～4時

●ところ

東海市立勤労センター
多目的ホール

●内容

・権利擁護とは？ 成年後
見制度とは？

・バラエティー成年後見失
笑百科

・グループで聞き合い・話
し合いましょう

●定員 150名(先着順)

●参加費 無料

●申し込み
不要、当日直接会場へ

●問い合わせ
知多地域成年後見センター

☎(39)2663

10月16日(月)～22日(日)は 行政相談週間

国や特殊法人などが行う
仕事について、苦情・意見・
要望がある方は、行政相談
窓口へ相談してください。
町では、行政相談週間の
期間内に「行政相談所」を開
設します。年金、保険、税

金、登記、環境衛生、消費
者保護、交通安全、道路、
窓口サービスなどについて、
苦情・意見・要望がある方
は気軽に相談してください。
相談は無料で、秘密は守ら
れます。

●行政相談所

●とき

10月20日(金)

午前10時～正午

●ところ

役場 2階 第1会議室

●相談担当者

行政相談委員

●問い合わせ
住民課 内線160

●一日合同行政相談所
「行政・法律
なんでも相談所」

●とき
10月20日(金)

午前10時～午後3時

●問い合わせ
知多地域成年後見センター

☎(39)2663

●その他の相談
・東浦町「心配」こと相談

●ところ
ナディアパーク 3階
デザインホール(名古屋市)

●問い合わせ
総務省
中部管区行政評価局

☎052(972)7415

●とき
毎月第3火曜日

午前10時～午後3時

●問い合わせ
名古屋総合行政相談所

☎052(961)4522

●行政苦情110番
☎(0570)090110

●役場 2階 第1会議室

※部屋が変わる場合あり

●「くらしの行政」
法律相談所

●とき
毎日午前10時～午後6時

※祝日・年末年始を除く

●問い合わせ
名古屋総合行政相談所

☎052(961)4522

●行政苦情110番
☎(0570)090110

10月は 「里親月間」

子どもたちの健やかな成
長のために、里親になりま
せんか？
里親とは、保護者の病気、
虐待などさまざまな事情に

よって自分の家庭で暮らせ
なくなつた子どもたちを、
子どもやその家族に必要な
期間、温かい家庭的な雰
気の中で療育してくださる
方のことです。県では、里
親になってくださる方を募
集しています。

●問い合わせ

知多児童・
障害者相談センター

☎0569(22)3939

●問い合わせ

住民課 内線160

●総務省

「くらしの行政」

法律相談所

●とき

毎日午前10時～午後6時

※祝日・年末年始を除く

●ところ

名古屋総合行政相談所

●問い合わせ

名古屋総合行政相談所

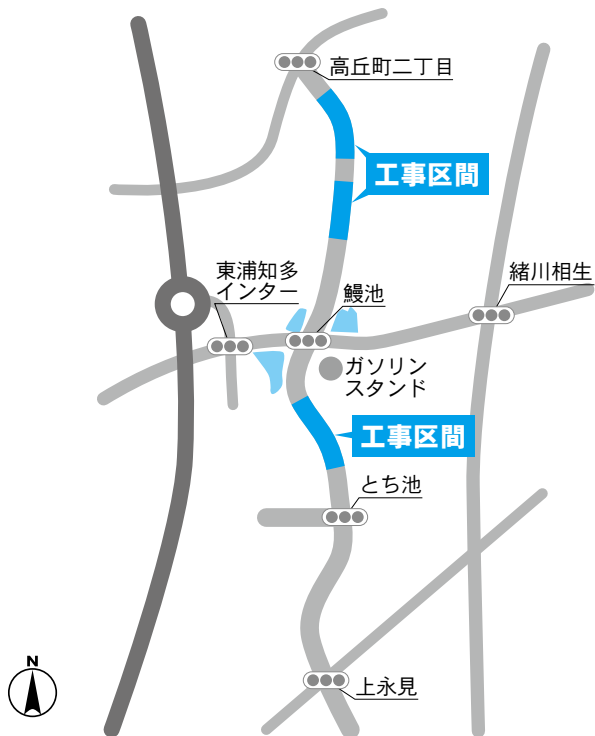
☎052(961)4522

●行政苦情110番

☎(0570)090110

舗装改良工事に伴う 交通規制の お知らせ

次のとおり舗装改良工事を行うため、片側交互通行などの交通規制を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



●**とき**

9月中旬～平成30年2月

●**上旬予定**

●**ところ**

町道森岡276号線

森岡字二ツ池地内始め

●**784m**

●**問い合わせ**

愛知県知多農林水産事務所

所 建設課 愛知用水・生産基盤グループ

☎ 0569(21)8111

国民年金保険料 の後納制度

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができ「後納制度」が、平成27年10月～平成30年9月の3年限りの特例として開始されています。

後納制度は、事前申し込みにより納付が可能です。保険料を納めていただくこ

平成29年度 第3回 知多北部広域連合 介護保険事業 計画推進委員会

介護保険の円滑な実施のため、事業の実施状況や課題を検討します。

●**とき**

とで、将来受け取る年金額の増額や、年金受給資格期間の取得につながる事ができます。なお、審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。

●**申請に必要なもの**

年金手帳、印鑑

●**申請先**

お近くの年金事務所または役場保険医療課

●**問い合わせ**

・ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570(003)004

・半田年金事務所

☎ 0569(21)2375

・役場 保険医療課

内線155

10月23日(月)

午後2時～

●**ところ**

東海市しあわせ村

保健福祉センター1

3階 第1・2会議室

●**その他** 一般傍聴可

※入場制限あり

●**問い合わせ**

知多北部広域連合

事業課

☎ 052(689)2263

戦没者追悼式

戦没者の方々を追悼し、世界平和を祈念するとともに、平和の意義を考えます。

●**とき**

10月18日(水)

午前10時～

●**ところ** 文化センター1

●**方式** 献花

●**問い合わせ**

福祉課 内線129



「わーくりい知多」 新規会員募集

わーくりい知多は、中小企業に働く勤労者(パート労働者を含む)を対象に、個々の企業ではなかなかできない福利厚生事業や共済給付事業を大企業並みに提供します。

●内容

共済給付事業、生活習慣

病予防検診受診助成、宿泊補助や夏季保養施設あつせん、テーマパークなど提携施設の割引利用、各種チケットの割引あつせん、ランチ券あつせん、いちご狩りなど催し物の開催

●対象

中小企業で働く勤労者、事業主

※個人事業主、パート従業員も加入可

●入会金

1人 1,000円

●全額事業主負担

●会費

1人 月額1,000円

※事業主負担額600円以内

上、パート従業員補助あり

●申し込み

事業所単位で問い合わせ先へ

※個人加入不可

●問い合わせ

わーくりい知多(財知多地区勤労者福祉サービスセンター 事務局)

☎0120(29)5509

●キャンペーン実施中

12月15日(金)までに新規加入された事業所(2人以上)へ、会員1人につき1,000円のギフト券を進呈中。紹介者にもクオカードを進呈します。

子どものことばの発達



- 身体の動き
- 聞こえ
- 音楽

マイプロデユース講座は、教えた人が自らプロデユースし、運営する講座

です。

生まれてからどのように言葉を話すようになるのか、何が問題で発達が遅れるのか、その改善方法を学びます。

●とき

11月18日、25日、12月2日 (各土曜日 全3回)

午前10時30分〜正午

●ところ

●対象

町内在住、在勤の未就園

児く中学3年生の保護者

●定員

10名(先着順)

●講師

道脇 道協 (みちのき) 金蔵氏 (きんぞう)

●受講料

無料

●申し込み

10月10日(火)午前8時30分

●問い合わせ

☎(83)9567

なくそう「枯草火災」

～枯草となる前に刈り取りを～

枯草は大変燃えやすく、タバコの投げ捨てや子ども火遊びなどの小さな火から簡単に燃え広がります。

●住宅周辺の

●枯草にご注意を!

住宅周辺に繁茂している枯草は、火を建物に燃え移らせる危険性があります。枯草火災による被害をなくすためにも空地の所有者・管理者は、建物から10m以内(草丈20cm以上)の草を刈り取り、適切な方法で処分してください。



●消防署へ

お知らせください

消防署は、11月から町内の枯草繁茂地を調査し、火災予防上危険な場所は所有者・管理者に対し刈り取りを依頼します。建物の近くに枯草が繁茂している様な場所がありましたら、消防署までお知らせください。

●問い合わせ

半田消防署 東浦支署

☎(83)0119

Fax(83)5411

建物から10m以内の
枯草は危険です

